

平成 24 年度仙台市水防計画（案）の変更概要

I. 計画本編

1. 名取川の暫定氾濫危険水位及び避難判断水位の見直しへの対応に伴う変更

東日本大震災により名取川の堤防等に甚大な被害が生じ、水防水位等の基準水位が暫定的に引き下げられていたが、堤防等の復旧状況を考慮し、地震前の基準水位に変更されるため、「第 8 章 水位の通報」の「第 1 通報水位及び連絡先」、「第 10 章 指定河川洪水予報、水防警報等の区域及びその措置」の「第 1 指定河川洪水予報」の変更を行うもの。

第 8 章 水位の通報【平成 24 年度仙台市水防計画（案） 12 ページ】

法第 12 条及び法第 13 条等に基づく水位の通報については、次に定めるところにより行うものとする。

第 1 通報水位〔水防団待機水位〕（指定水位）及び連絡先

量水標観測者等は、気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、通報水位を越えたときは、次表により、本章第 2 に基づき通報担当者が連絡するものとする。

表 1

量水標 （量水標管理者）	量水標等 観測者	水防団待 機水位 （指定水位） （m）	はん濫注 意水位 （警戒水位） （m）	避難判断 水位 （特別警戒水位） （m）	はん濫危 険水位 （危険水位） （m）	計画高 水位 （m）	通 報 先	通 報 担当者	備 考 （メートル）
名取川名取橋 （仙台河川国道事務所）	長町出張所員 郡山分団水防部長 中田分団水防部長	5.50	6.50	8.40	9.10	10.190	太白署を通 じ消防局 （指令課） へ	量水標 等観測 者と同 じ	堤防高 11.3 既往最高水位 10.65

第 10 章 指定河川洪水予報、水防警報等の区域及びその措置

第 1 指定河川洪水予報 【平成 24 年度仙台市水防計画（案） 29 ページ】

1 対象河川及び水位

- (1) 法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定により、東北地方整備局 仙台河川国道事務所と仙台管区気象台が共同して行う洪水予報の河川とその区域及び基準地点は次のとおりである。

河川名	区 域	基準地点	はん濫注意水位 （警戒水位）	はん濫危険水位 （危険水位）
名取川	左岸 仙台市太白区山田字船渡前 3 番 1 地先から海まで 右岸 名取市高館熊野堂字五反田 48 番 2 地先から海まで	名取橋	6.50m	(注)

(注) はん濫危険水位（危険水位）及び避難判断水位（特別警戒水位）については、観測所の

受持区間毎に表し、その値を以下に示す。

河川名	観測所名	はん濫危険水位 (危険水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	受持区間
名取川	名取橋	9.10m	8.40m	左岸 仙台市太白区郡山地区から仙台市若林区日辺地区
		9.10m	8.40m	左岸 仙台市若林区藤塚地区
		9.10m	8.40m	右岸 仙台市太白区上河原地区から名取市閑上地区

2. 水防法改正への対応に伴う変更

水防法が、平成23年12月に改正されたことに対する対応として「第3章 用語の意義」、「第5章 水防区域の重要度、水こう門等の操作及びダムの管理」、「第9章 情報連絡」、「第11章 出動及び水防作業」、「第12章 隣接市町村との協定事項」、「第13章 公用負担」及び「第15章 水防訓練」の変更を行うもの。

第3章 用語の意義【平成24年度仙台市水防計画（案） 1～2ページ】

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1～3 省略

4 **津波注意報・警報**— **津波注意報及び津波警報をいう。(P27～28 参照)**

(1) **津波注意報とは、津波による災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう。(法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項)**

(2) **津波警報とは、津波による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう。(法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項)**

5 **水防警報** — 次の(1)及び(2)をいい、警報の区分は、準備、出動及び解除の三段階からなる。(P30 参照)

(1) 国土交通大臣が洪水、**高潮等**により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、**湖沼等**に対し、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第16条第1項)

(2) 前記以外の河川、**湖沼等**のうち知事が指定した河川、**湖沼等**に対し、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第16条第1項)

第5章 水防区域の重要度、水こう門等の操作及びダム管理

第1～第3 省略

第4 水防活動従事者の安全確保【平成24年度仙台市水防計画（案） 7ページ】

水防活動に従事する者（以下「水防団員等」という。）は、自身の危険性が高いと判断したときは、安全確保を優先する。

第9章 情報連絡

第1～第4 省略

第5 警報・注意報の基準【平成24年度仙台市水防計画（案） 24ページ】

仙台管区気象台が発表する水防活動の利用に適合する警報・注意報の基準は次のとおりである。

種類	基準
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表3の基準に到達すると予想される場合。
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表6の基準に達すると予想される場合。
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表4の基準に到達すると予想される場合。
津波警報	津波による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表1の基準に到達すると予想される場合。
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表5の基準に達すると予想される場合。
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表2の基準に到達すると予想される場合。
津波注意報	津波による災害が発生するおそれがあると予想される場合。

津波に関する予報及び警報、情報【平成24年度仙台市水防計画（案） 27～28ページ】

（種類及び発表基準について）

気象庁が発表する津波に関する警報、注意報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

（ア）種類

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想される時発表

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想される時発表

津波予報：津波による災害のおそれがないと予想される時発表

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(津波警報・注意報)

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度以上の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度以上の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

(解説)

上記の警報及び注意報の内容は気象庁で実施している「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会」における審議結果を踏まえて修正される場合がある。災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(津波予報)

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。

	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を發表します。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を發表します。

(津波情報)

	情報の種類	發表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で發表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を發表します。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを發表します。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を發表します。

第11章 出動及び水防作業【平成24年度仙台市水防計画(案) 33ページ】

第1 省略

第2 消防機関の出動及び水防作業

消防機関は、仙台市域において、気象状況その他により水災の発生が予想される場合又は水災が発生した場合に、これを警戒し、防御し又は水災による被害を軽減するために、「仙台市消防局非常配備基準」(平成16年3月17日消防局長決裁)及び「消防団の消防活動に関する要綱」(平成13年9月25日消防局長決裁)(資料4-1、4-2 P61~66)に規定する消防署員及び消防団員の水防に係る非常配備発令、非常配備発令に伴う配備態勢及び活動態勢、非常配備態勢時の情報収集及び処理態勢ならびに別表第6(P51~52)に従って、出動並びに自身の安全及び避難を優先して水防作業を行うものとする。

第12章 関係機関との協力及び応援【平成24年度仙台市水防計画(案) 37ページ】

第1~第2 省略

第3章 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動

国土交通大臣は、洪水、高潮等による著しく激甚な災害が発生した場合において、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。

第13章 費用負担及び公用負担 【平成24年度仙台市水防計画（案）37ページ】

第1章 費用負担

1 本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

(1) 法第23条の規定による応援のための費用

(2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、法第43条の2により国の負担とする。

第15章 水防訓練 【平成24年度仙台市水防計画（案）39ページ】

法第32条の2第1項の規定により出水期前に消防機関の水防訓練を行うものとする。

水防訓練の計画実施

消防職員、消防団員の技術向上と、住民の水防に関する意識を普及涵養するため消防署、消防団においては、危険箇所を選定し、実践的工法訓練又は図上訓練計画を樹立し、水防訓練を行うものとする。

3. その他の変更

(1) これまでの仙台市水防計画では、消防団の連絡先が団長等個人の自宅が掲載されていたが実態にそぐわず、また、個人情報の観点から各署消防団本部の連絡先に変更する。

第9章 情報連絡

第2章 通信連絡系統

7 連絡先電話番号 【平成24年度仙台市水防計画（案）20ページ】

(2) 消防団

